

外国 PEPs・国内 PEPs・国際機関 PEPs の確認・申告について (外国・国内・国際機関における重要な公的地位を有する者等に関する同意)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」により、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまおよびそのご家族、法人のお客さまは実質的支配者の方およびそのご家族が「外国 PEPs」に該当するかの確認が義務づけられております。

また、「国内 PEPs」「国際機関 PEPs」に該当するかの確認についてもご協力をお願いしております。

お客さまには、大変お手数をおかけしますが、ご理解のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

外国 PEPs

外国 PEPs とは、外国の元首、政府等において重要な公的地位にある方と過去にその地位にあった方、その家族の方を指します。

犯罪収益移転防止法に基づき、個人のお客さまやそのご家族が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認させていただいております。また、外国政府等において重要な公的地位にある方との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類等のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。

1. 以下の『外国の重要な公的地位にある者』に該当する方または過去にこれらの者であった方

- ① 外国の元首
- ② 外国政府等において、以下の職に相当する職にある者
 - ・ 日本における内閣総理大臣、国務大臣および副大臣
 - ・ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長
 - ・ 日本における最高裁判所裁判官
 - ・ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員
 - ・ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記 1 に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含）、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）

国内 PEPs

国内 PEPs とは、日本国の政府等において重要な公的地位にある方と過去にその地位にあった方、その家族の方を指します。

個人のお客さまやそのご家族が日本国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認させていただいております。また、日本国政府等において重要な公的地位にある方との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類等のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただく場合があります。

1. 以下の『日本国の重要な公的地位にある者』に該当する方または過去にこれらの者であった方

① 日本国政府において、以下の職に相当する職にある者

- ・ 内閣総理大臣、国務大臣および副大臣
- ・ 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長
- ・ 最高裁判所長官、最高裁判所裁判官
- ・ 特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員
- ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長

② 日本国の中央銀行の役員

③ 日本国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記 1 に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含）、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）

国際機関 PEPs

国際機関 PEPs とは、国際機関において重要な公的地位にある方と過去にその地位にあった方、その家族の方を指します。

また、国際機関とは、加盟国間の正式な政治的合意によって設立された機関であって、当該合意が国際条約としての地位を有し、加盟国の国内法においてその存在が認められ、かつ、所在国の国内機関として扱われないものをいいます。

個人のお客さまやそのご家族が国際機関において重要な公的地位にあるか等についてご確認させていただいております。また、国際機関において重要な公的地位にある方との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類等のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただく場合があります。

1. 『国際機関において重要な公的地位にある者』に該当する方または過去にこれらの者であった方

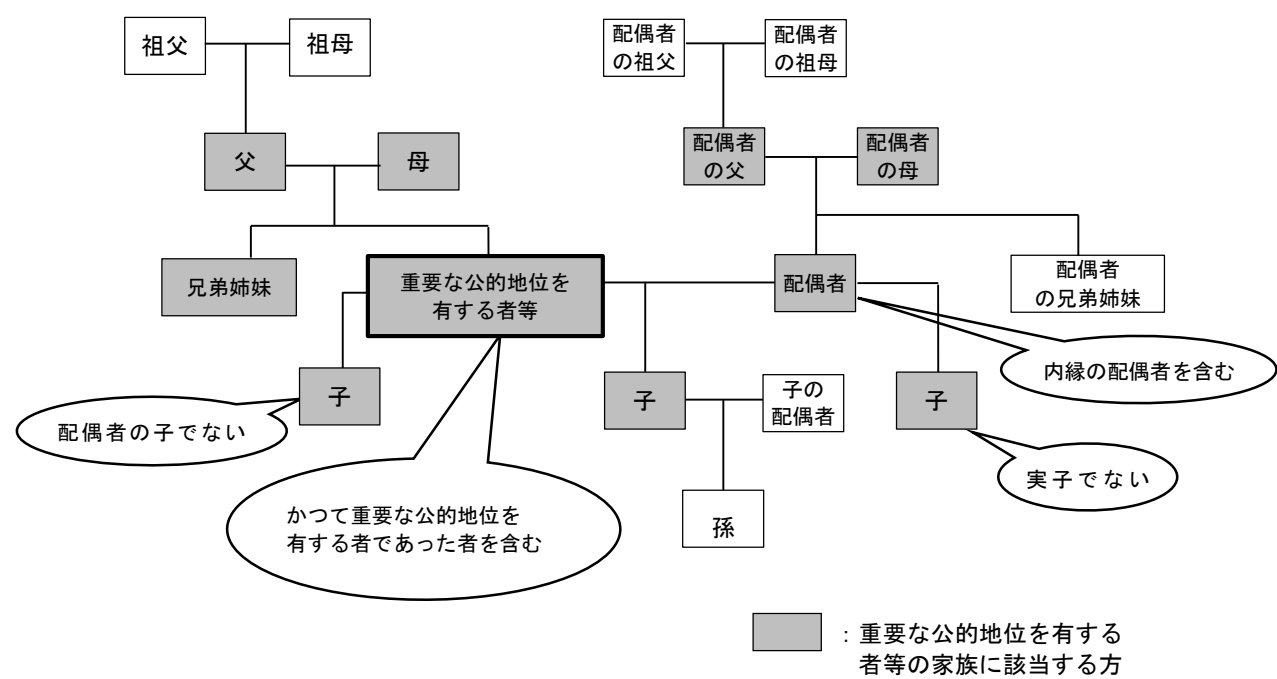
2. 上記 1 に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含）、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）

※ 「国内 PEPs」「国際機関 PEPs」の対象機関の例、および公的地位の例につきましては、下記の QR コードから参照願います。

PEPs 対象リスト一覧



外国 PEPs・国内 PEPs・国際機関 PEPs に該当するご家族の範囲



【本件に関するお問い合わせ窓口】

大阪厚生信用金庫 コンプライアンス統括部	06-4708-6861
受付時間	平日 9：00 から 17：00 まで (土・日・祝日・年末年始 (12/31～1/3) を除く)